

## 平成28年度事業計画

### ○ 基本方針

本会は、国保の診療報酬の審査支払業務、保険者事務の共同処理に加え、平成12年度からは介護保険関係業務、平成19年度からは障害者自立支援関係業務、平成20年度からは後期高齢者医療関係業務並びに特定健診・保健指導のデータ管理業務を行うなど、その業務は年々多岐化、複雑化、高度化してきている。

このような業務形態の変遷を背景としながら、効果的・効率的な処理を行うにあたって、本会においては、「IT化の推進」と「人材の育成」を両輪として、診療報酬審査支払業務や保健事業支援の充実・強化に努めている。

国においては、平成30年度より国保を都道府県単位化することを含めた「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に可決・成立した。

今後は、都道府県が市町村に課す「納付金」の算定方法や「財政安定化基金」の交付要件、「保険者努力支援制度」の評価指標、「国保運営方針」などの詳細について、国と地方の協議の中で具体的な内容の検討を行うこととしている。

こういった状況の中で本会は、従来からの基幹業務のさらなる充実を目指すとともに、新たな保険者構成における諸事業を支えるための情報の収集に努め、新制度に対応する業務への取り組みを強化していく必要がある。

超高齢化社会を見据えた大改革期において分析・予防の観点も含めた地域医療の重要性を再認識しながら、国の皆保険制度への寄与も踏まえ、平成28年度は次の重点事項を掲げ、診療報酬審査支払業務をはじめ、保険者事務の共同処理や保健事業の支援など、各種事業を積極的に推進する。

## ○ 重点事項

### 1 保険者支援事業の推進

#### レセプト点検事務共同事業の拡大

二次点検支援システムの活用による効率的な疑義レセプトの抽出と熟練した点検職員による質の高い点検を行なうことで費用対効果の向上に取り組み、さらなる受託保険者の拡大を目指す。また、今年度から受託保険者を対象に、レセプトの基礎知識および点検方法等、要望項目に応じた訪問研修を実施する。

### 2 保健事業の効果的支援

#### (1) 国保・後期ヘルスサポート事業

保険者がその地域の実情にあった「データヘルス計画」が立てられるよう、公衆衛生を始めとする外部の専門家等で構成する「保健事業支援・評価委員会」を設置し、KDB等の活用支援、計画策定時の助言を行う。また、保険者に対して保健事業の評価を行い、PDCAサイクルに沿った保健事業の展開が図られるよう支援する。さらに、保険者等を対象とした研修会を実施し、本会保健師等はKDBシステム等のデータ分析、集計及び具体的な活用方法について助言を行う。

#### (2) 特定健診未受診者にかかる医療情報提供事業

治療中で特定健診未受診者の医療情報を医療機関から提供を受け、それを健診結果として特定健診・特定保健指導のシステムに登録管理し、国への法定報告を行う。保険者の健診未受診者対策支援として実施することで、特定健診受診率の向上を目指し、継続的な多くの健診データの提供及び有効資料作成への活用支援を行う。

#### (3) 保険者協議会による保健事業

国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、後期高齢者医療広域連合の各医療保険者と連携・協力し、地域・職域の枠を超えた保健事業の共同実施等を行う。また、平成27年4月1日以降、保険者協議会が法定化されるとともに、都道府県が策定する医療計画や地域住民の健康増進に関して、その機能が発揮できるよう、体制の整備が図られた。なお、本会は引き続き、保険者協議会の事務局としてその運営に当たり、健康寿命の延伸を推進するため、特定健康診査の意義と必要性を普及・啓発する各種事業に取り組む。

### 3 保険者事務共同事業等の推進

保険者が行う事務は複雑・多岐化し、事務量も増加傾向にあるが、これら保険者に共通する事務を一元的に処理することにより、事務の合理化や経費の節減を図りつつ、保険者の効率的な事業運営を支援する。

また平成30年度の国保保険者の県単位化を踏まえた保険者ニーズや関連情報の収集に努める。

### 4 ICTを活用した業務の効率的推進

#### (1) 次期国保総合システムの円滑な導入

現行国保総合システムの保守期限終了と平成30年の国保制度改革への対応に伴い、次期国保総合システムの導入を準備する必要がある。

システム全体は①共通基盤②国保請求システムとレセプト電算処理システムの「審査支払系」③レセプト点検業務機能（現行レセプト管理システム）と保険者給付システム（現行国保共電システム）の「保険者サービス系」の3つのグループ及びデータベースで構成され、平成30年1月からの本稼働を予定している。

平成28年11月頃に「次期国保総合システム」のハードウェア機器類を設置する予定になっているため、現行システムの安定稼働に努めながら、次期システムの環境でも運用テストが円滑に実施できるよう万全な準備を行う。

また必要に応じて、現行データのクレンジング作業を実施し、現行システムの累積情報をスムーズに次期システムに移行できるよう準備する。

#### (2) 国保情報集約システムの円滑な導入

平成30年の国保制度改革に伴って、国民健康保険中央会では、国保保険者標準事務処理システムの開発が進められている。このシステムの中の1つである国保情報集約システムは、国保連合会が運用する国保総合システムの中の機能として開発されることになっている。

この国保情報集約システムは①被保険者の資格取得喪失情報を都道府県単位で管理、②同一都道府県内の市町村間転居における同一世帯の判定及び高額療養費の該当回数を通算履歴を管理、③国保事業費納付金等算定標準システムと連携するための各種事業月報・年報の作成（集計）を管理するシステムとなっているため、次期国保総合システムや国保事業費納付金等算定標準システムや市町村事務処理標準システムの要となるシステムとして円滑に確実に導入準備を行う。

### (3) マイナンバー制度への対応

平成28年1月から個人番号の利用が開始されるのに伴い、国民健康保険法施行規則に定められた各種申請書や届出書等に個人番号の記入が必要となるため、国保総合システムにて出力される各種申請書や届出書等に個人番号の記入欄を設けると共に、以前より「個人番号」と出力されていた画面・帳票の項目名・エラーメッセージを「宛名番号」に変更する。

また次期国保総合システムに連携する国保情報集約システムにおいて、市町が資格管理及び給付業務を行うために、マイナンバーを記載した資格管理台帳を登録する必要があることから、新たな特定個人情報ファイルの作成と、そのファイル管理についても併せて対応できるよう努める。

## 5 審査支払業務の充実・強化

審査支払機関としての責務を果たすためには、国保連合会職員でしか持ち得ない「レセプトを審査する知識」と「レセプトのもつ被保険者の情報を正しく処理する能力」が求められる。このことを踏まえ、研修等を有効に活用し業務環境の変化に対応できる広い視野を持つ職員の育成に取り組む。

また、審査をする審査委員との連携を強化するため、審査委員会の運営を審査課で担うことでコミュニケーションを密に図っていく。

## 6 介護保険・障害者総合支援事業関係業務の推進

介護給付費等審査支払業務並びに障害介護給付費等支払業務の適正かつ効率的な運用に取り組むとともに、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行で煩雑化する保険者事務の負担軽減を図るため、審査支払システム等の機能強化を行う。

また、保険者が行う介護給付適正化対策事業の支援として実施している給付実績データを活用した適正化情報（突合・縦覧）の提供について、ケアプラン分析データを提供して支援項目の強化を図るとともに、介護給付明細書等の縦覧点検業務に取り組み支援の充実・強化を図る。